

**第4期**

**青森市地球温暖化対策実行計画**

**(事務事業編)**

**2025年（令和7年）3月改定**

**青森市**

# 目次

## 第1章 計画策定の背景

- 1 地球温暖化とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地球温暖化対策をめぐる動向・・・・・・・・・・ 1
- 3 前計画（第3期計画）の概要・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 計画の基本的事項

- 1 改定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 計画の対象とする事務・事業の範囲・・・・・・・・ 8
- 6 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・ 8

## 第3章 温室効果ガス総排出量の削減目標

- 1 基準年度における温室効果ガスの排出状況・・・・ 9
- 2 温室効果ガス総排出量の現状(2023年度実績)・・・・ 10
- 3 温室効果ガス総排出量の削減目標・・・・・・・・ 11

## 第4章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 目標達成のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 重点取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## 第5章 計画の進行管理等

- 1 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 実施状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

## 資料編

- 1 改定履歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 西暦和暦早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

# 第1章 計画策定の背景

## 1 地球温暖化とは

「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいいます。

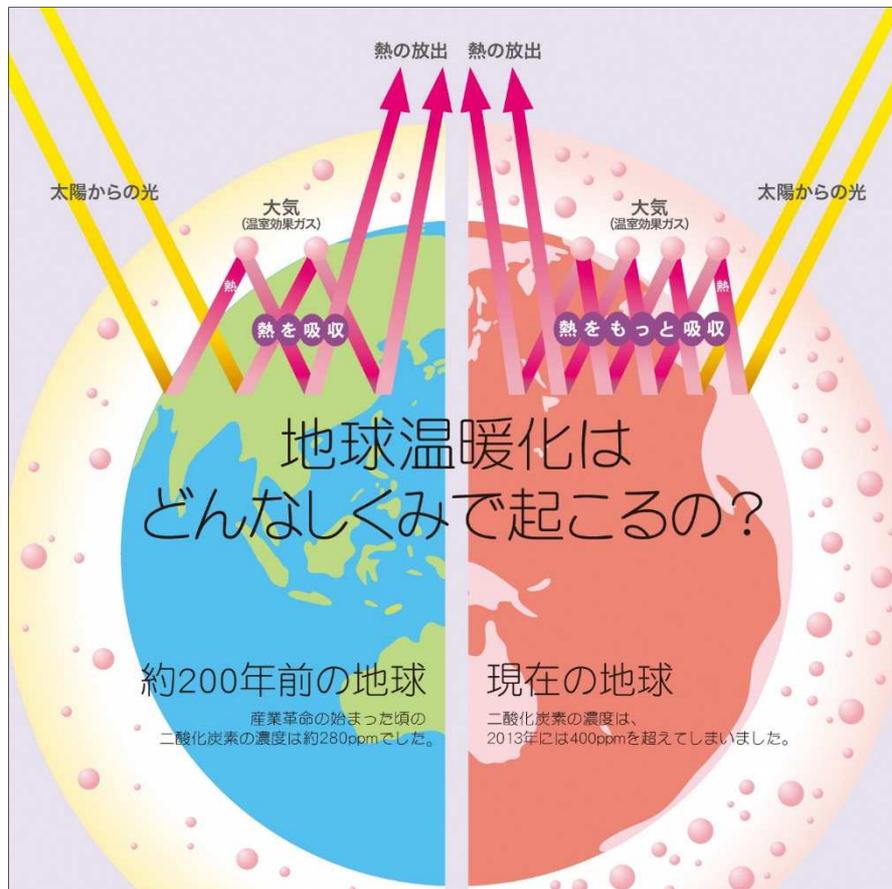


図1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム  
(出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

## 2 地球温暖化対策をめぐる動向

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 国際的な動向

- ・2015年にフランス・パリで開催されたCOP21において、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」を掲げました。
- ・2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。
- ・2021年に英国・グラスゴーにて開催されたCOP26において、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出量ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっており、特にこの10年における行動を加速させる必要があることが強調されました。
- ・2022年にエジプト・シャルム・エル・シェイクで開催されたCOP27において、気候変動対策の各分野における取組の強化を求めるCOP27全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択されました。
- ・2023年にアラブ首長国連邦(UAE)・ドバイで開催されたCOP28において、パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク(GST)に関する決定、ロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失と損害)に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定等が採択されました。

### (3) 国の動向

#### 《緩和策》

- ・2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。
- ・2021年4月に「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことが公表されました。
- ・2021年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、地方公共団体実行計画(区域施策編)に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。
- ・2021年6月に国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、5年の間に政策を総動員し、2030年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出すること、全国で脱炭素の基盤となる重点対策(自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等)を実施することとされました。
- ・2021年10月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。
- ・同月に政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定が行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減(2013年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

### 《適応策》

- ・2018年6月に「気候変動適応法」が公布され、同年11月に「気候変動適応計画」が策定されました。
- ・2021年10月に最新の科学的知見を勘案し、「気候変動適応計画」の変更が閣議決定されました。
- ・2023年4月に気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法の一部を改正する法律が成立し、改正気候変動適応法に基づき、同年5月に「熱中症対策実行計画」の基本的事項を定める等の一部変更がされました。

### (4) 県の動向

- ・1998年3月に「青森県環境保全率先行計画」（知事部局対象）が策定されました。
- ・2000年9月に対象範囲を県のすべての機関に拡充するとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画として位置付けた「地球にやさしい青森県行動プラン」（事務事業編）が策定されました。
- ・2001年4月に「青森県地球温暖化防止計画」（区域施策編）が策定されました。
- ・2006年3月に「地球にやさしい青森県行動プラン（第2期計画）」（事務事業編）が策定されました。
- ・2011年3月に区域施策編の2期目の計画としての「青森県地球温暖化対策推進計画」及び環境関連法令等の順守及び環境汚染の予防に関する取組を加えた「地球にやさしい青森県行動プラン（第3期計画）」（事務事業編）が策定されました。
- ・2016年2月に重点取組項目として「廃棄物の減量・リサイクル、適正処理の推進」の取組を加えた「地球にやさしい青森県行動プラン（第4期計画）」（事務事業編）が策定されました。
- ・2018年3月に国の地球温暖化対策計画策定や国内外の情勢を踏まえ、「青森県地球温暖化対策推進計画」が改定され、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で31.0%削減するとの目標が設定されました。
- ・2020年10月に、温室効果ガス排出量削減、3R及び省資源の推進を柱とした「地球にやさしい青森県行動プラン（第5期計画）」（事務事業編）が策定されました。
- ・2021年2月に「2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組む」ことが表明されました。
- ・2021年3月に気候変動による被害の回避・軽減に向けた適応策を取りまとめた「青森県気候変動適応取組方針」が策定されました。
- ・2023年3月に「青森県地球温暖化対策推進計画」を改定し、2030年度温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比51.1%削減するとの目標が設定されるとともに、「地球にやさしい青森県行動プラン（第6期計画）」（事務事業編）を策定し、新たな削減目標が設定され、青森県における気候変動への適応策として「青森県気候変動適応取組方針」が示されました。

### (5) 青森市の取組

- ・2001年3月に市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況の把握及び排出量を抑制するため、「青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。
- ・2007年8月に第1期計画が満了し、更に活動を推進するため「第2期青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。
- ・2011年3月に「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。
- ・2012年1月に第2期計画が満了し、更に活動を推進するため「第3期青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第3期計画」という。）を策定しました。
- ・2018年3月に「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定しました。
- ・2020年3月に第3期計画が満了し、更に活動を推進するため「第4期青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第4期計画」という。）を策定しました。
- ・2024年3月に2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組むことを宣言しました。

### 3 前計画（第3期計画）の概要

(1) 策定期間

2012年1月

(2) 計画期間

2011年度から2015年度（2019年度まで延長）までとし、基準年度は2010年度としました。

※計画期間の延長は市庁舎の移転等に伴うものです。

(3) 対象となる事務・事業の範囲

すべての課及び直営施設等が実施する事務事業

（小・中学校、外部への委託、指定管理施設等を除きます。）

(4) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法により、削減の対象とされている6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の3種類となっています。

※排出実績が無いハイドロフルオロカーボン（HFC）とパーフルオロカーボン（PFC）と六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）は除きます。

(5) 削減目標

2015年度における温室効果ガス総排出量を基準年度である2010年度実績値を調整した値を基準として19.7%削減としました。

なお、2016年度以降は前年実績を目標値としました。

(6) 温室効果ガス排出の実態

① 第3期計画の実施状況

計画策定時の事務・事業の範囲では、2018年度の温室効果ガス総排出量は、30,232.9t-CO<sub>2</sub>で、基準年度の総排出量 82,474.6t-CO<sub>2</sub>と比較すると63.3%の削減となりました。

第3期計画では、温室効果ガスが基準値と比べて63.3%削減されていますが、この理由としては、計画期間内に廃止又は指定管理施設へ移行したことにより計画の対象外となった施設が多数あったためです。

【温室効果ガス総排出量の推移】(二酸化炭素換算値)

年度	排出量実績				削減率
	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	合計	
2010年度 (基準)	64,701.5 t	14,228.5 t	3,544.5 t	82,474.6 t	—
2011年度	60,802.8 t	14,251.5 t	3,168.2 t	78,222.5 t	5.16 %
2012年度	59,539.3 t	13,853.6 t	3,410.6 t	76,803.5 t	6.88 %
2013年度	58,335.6 t	14,024.3 t	3,579.9 t	75,939.8 t	7.92 %
2014年度	51,297.9 t	13,532.4 t	3,539.6 t	68,369.9 t	17.10 %
2015年度	29,663.8 t	11,452.5 t	1,863.4 t	42,979.7 t	47.89 %
2016年度	29,771.0 t	866.4 t	1,982.8 t	32,620.2 t	60.45 %
2017年度	27,961.9 t	624.8 t	1,708.7 t	30,295.5 t	63.27 %
2018年度	27,965.9 t	606.9 t	1,660.1 t	30,232.9 t	63.34 %

※削減率は小数点第3位を四捨五入

② 温室効果ガス総排出量の内訳

本市の2018年度の事務・事業における温室効果ガスの種類別排出量は、二酸化炭素27,965.9トン、メタン28.9トン、一酸化二窒素5.4トンとなっており、温室効果ガス総排出量は、CO<sub>2</sub>換算値で30,232.9トンとなっています。

【温室効果ガスの種類別排出量】

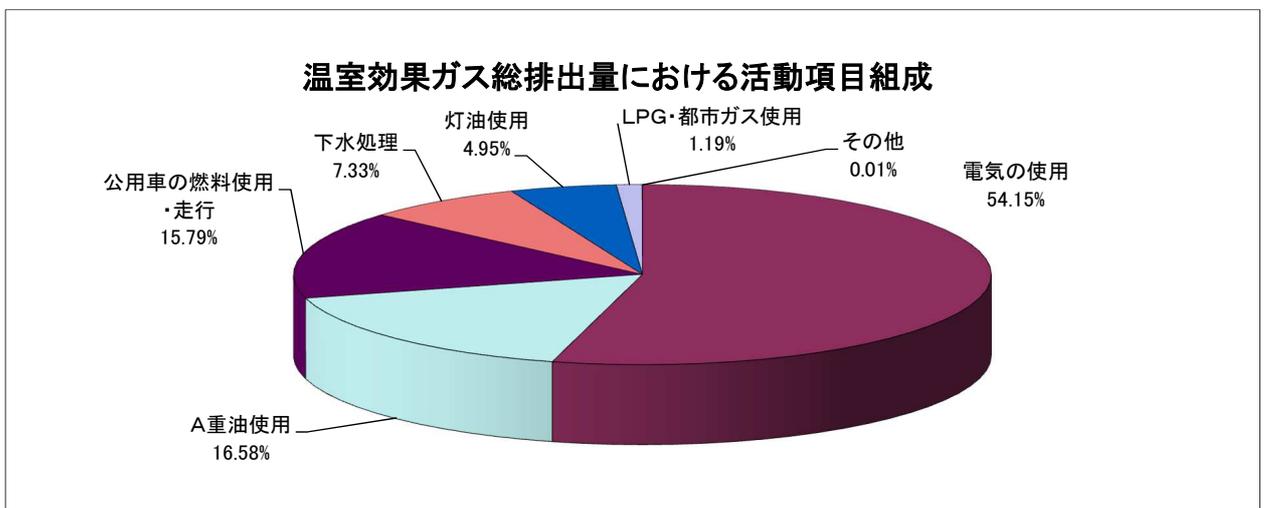
温室効果ガス	排出量	CO <sub>2</sub> 換算値
CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)	27,965.9 t	27,965.9 t
CH <sub>4</sub> (メタン)	28.9 t	606.9 t
N <sub>2</sub> O (一酸化二窒素)	5.4 t	1,660.1 t
合計	—	30,232.9 t

③ 活動項目ごとの内訳

本市の2018年度の事務・事業で発生した温室効果ガス総排出量の内訳は、電力使用に伴う排出量が多く、CO<sub>2</sub>換算で16,370.7トンとなっており、全体の約54%を占めています。次いでA重油、公用車の燃料使用及び走行に伴う排出、下水処理に伴う排出、灯油の使用に伴う排出の順となっています。今後は、電気使用に伴う排出量を削減するため、「節電と省エネ化」に、より一層取り組むことが重要です。

【活動項目ごとの温室効果ガス排出量】

活動項目	CO <sub>2</sub> 換算値
電気使用に伴う排出	16,370.7 t
A重油使用に伴う排出	5,012.7 t
公用車の燃料使用及び走行に伴う排出	4,773.7 t
下水処理に伴う排出	2,216.9 t
灯油の使用に伴う排出	1,496.1 t
LPG・都市ガスの使用に伴う排出	359.2 t
その他	3.6 t
合計	30,232.9 t



## 第2章 計画の基本的事項

---

### 1 改定の経緯

本市が一事業者として率先して温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的に、地球温暖化対策推進法に基づき、2001年3月に「青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務・事業による温室効果ガスの排出の抑制に取り組んできましたが、2020年3月に第3期計画期間を満了したことから、これまでの取組結果を踏まえ、更に活動を推進するため、2020年4月に第4期計画を策定しました。

その後、2024年3月に、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」をし、2025年3月に、国及び県の計画改定を踏まえ「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定したことから、本市においても地球温暖化対策に率先して取り組むため、第4期計画を見直し、新たな削減目標及び取組等を定めるために改定するものです。

### 2 計画の目的

この計画は、本市が一事業者として、自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための取組を定めるとともに、自ら率先して市民及び事業者の模範となる取組を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とします。

### 3 計画期間

この計画の計画期間は、2020年度から2030年度までとします。

ただし、国等の動向、計画の進捗状況を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直すこととします。

### 4 基準年度

市庁舎の移転等により大きくエネルギー使用量が変化したため、2018年度を基準年度とします。

なお、基準値は2018年度の実績値をもとに、施設の増減等を勘案し算定しました。

### 5 計画の対象とする事務・事業の範囲

この計画の対象範囲は、すべての課及び施設が管理する事務・事業とします。

### 6 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法に規定する7種類の温室効果ガスのうち、事務事業編の「温室効果ガス総排出量」の算定対象かつ本市から排出実績のある二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の3種類とします。

※算定対象外の三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）及び排出実績が無いハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）は対象外とします。

## 第3章 温室効果ガス総排出量の削減目標

### 1 基準年度における温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス総排出量の内訳

本計画においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」の改定に伴い、第3期計画までは対象外としてきた、小・中学校及び指定管理施設等（ごみ処理施設等643施設）の施設を新たに対象とし、基準年度となる2018年度の温室効果ガス総排出量を算定したところ、二酸化炭素110,189.0トン、メタン409.7トン、一酸化二窒素11.6トンとなっており、温室効果ガス総排出量は、CO<sub>2</sub>換算値で122,386.6トンとなっています。

#### 【温室効果ガスの種類別排出量】

温室効果ガス	排出量	CO <sub>2</sub> 換算値
CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)	110,189.0 t	110,189.0 t
CH <sub>4</sub> (メタン)	409.7 t	8,603.1 t
N <sub>2</sub> O (一酸化二窒素)	11.6 t	3,594.5 t
合計	—	122,386.6 t

#### (2) 活動項目ごとの内訳

基準年度となる2018年度の事務・事業で発生した温室効果ガス総排出量の内訳は、電力使用に伴う排出量が多く、CO<sub>2</sub>換算で43,243.0トンとなっており、次いでごみの焼却、A重油、灯油、ごみの埋立処分に伴う排出の順となっています。

なお、基準年度の温室効果ガス総排出量の算定において、計画策定時は旧庁舎の暖房はA重油を使用しており、新庁舎では冷暖房に都市ガスを使用していることから、2021年度からA重油使用に伴う排出13,410.9tを13,202.2tへ、LPG・都市ガスの使用に伴う排出1,855.6tを2,258.8tへ修正しています。

#### 【活動項目ごとの温室効果ガス総排出量】

活動項目	CO <sub>2</sub> 換算値
電気使用に伴う排出	43,243.0 t
A重油使用に伴う排出	13,202.2 t
公用車等の燃料使用及び走行に伴う排出	5,030.5 t
下水処理に伴う排出	2,696.8 t
灯油の使用に伴う排出	10,911.2 t
LPG・都市ガスの使用に伴う排出	2,258.8 t
ごみの焼却に伴う排出	37,175.6 t
ごみの埋立処分に伴う排出	7,694.4 t
その他	174.1 t
合計	122,386.6 t

2 温室効果ガス総排出量の現状（2023年度実績）

(1) 温室効果ガス総排出量の内訳

2023年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素 98,370.8 トン、メタン 220.5 トン、一酸化二窒素 10.7 トンであり、温室効果ガス総排出量は、CO<sub>2</sub>換算値で 106,307.0 トンとなっています。

【温室効果ガスの種類別排出量】

温室効果ガス	排出量	CO <sub>2</sub> 換算値
CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)	98,370.8 t	98,370.8 t
CH <sub>4</sub> (メタン)	220.5 t	4,630.0 t
N <sub>2</sub> O (一酸化二窒素)	10.7 t	3,306.2 t
合計	-	106,307.0 t

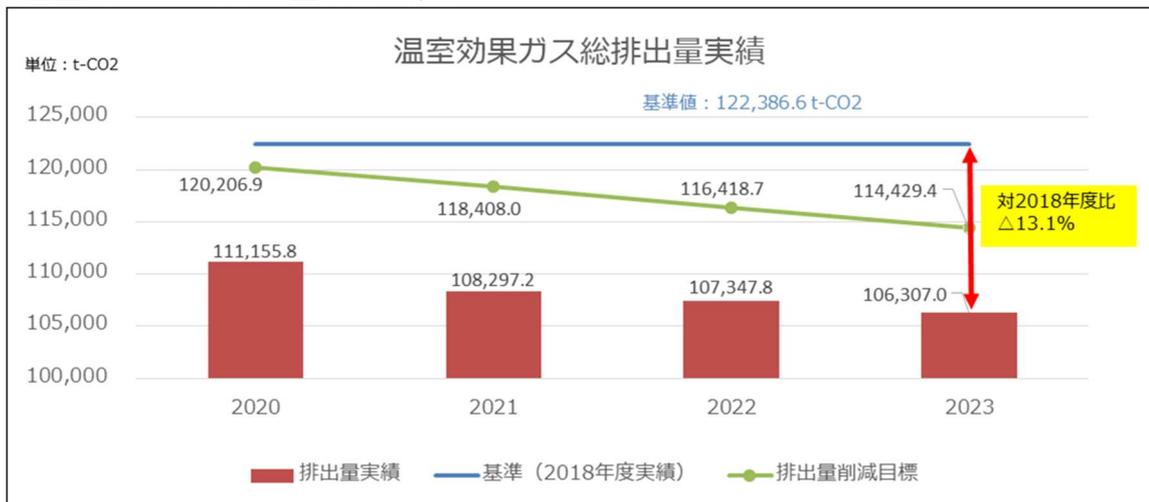
(2) 活動項目ごとの内訳

2023年度の事務・事業で発生した温室効果ガス総排出量の内訳は、電力使用に伴う排出量が多く、CO<sub>2</sub>換算で 40,061.7 トンとなっており、次いでごみの焼却、A重油、灯油、ごみの埋立処分に伴う排出の順となっています。

【活動項目ごとの温室効果ガス排出量】

活動項目	CO <sub>2</sub> 換算値
電気使用に伴う排出	40,061.7 t
A重油使用に伴う排出	12,001.1 t
公用車等の燃料使用及び走行に伴う排出	4,887.6 t
下水処理に伴う排出	2,472.1 t
灯油の使用に伴う排出	7,371.0 t
LPG・都市ガスの使用に伴う排出	2,022.8 t
ごみの焼却に伴う排出	33,535.6 t
ごみの埋立処分に伴う排出	3,648.8 t
その他	306.3 t
合計	106,307.0 t

(3) 温室効果ガス総排出量実績の推移



3 温室効果ガス総排出量の削減目標

【活動項目ごとの削減目標】（CO<sub>2</sub>換算値）

活動項目	基準値	目標値	削減目標
①電気使用に伴う排出	43,243.0 t	26,205.3 t	39.4%削減
②A重油使用に伴う排出	13,202.2 t	8,000.5 t	39.4%削減
③公用車等の燃料使用及び走行に伴う排出	5,030.5 t	3,048.5 t	39.4%削減
④下水処理に伴う排出	2,696.8 t	2,696.8 t	—
⑤灯油の使用に伴う排出	10,911.2 t	6,612.2 t	39.4%削減
⑥LPG・都市ガスの使用に伴う排出	2,258.8 t	1,368.8 t	39.4%削減
⑦ごみの焼却に伴う排出	37,175.6 t	29,220.0 t	21.4%削減
⑧ごみの埋立処分に伴う排出	7,694.4 t	6,047.8 t	21.4%削減
⑨その他	174.1 t	174.1 t	—
合計	122,386.6 t	83,374.0 t	31.9%削減

- ・活動項目①～③、⑤、⑥  
本計画の上位計画である青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標に基づき調整し設定。
- ・活動項目④  
下水接続世帯数の増、1世帯当たりの使用量の減や雨水等の処理量を考慮し、基準値を目標値として設定。
- ・活動項目⑦、⑧  
青森市の可燃ごみ処分量の将来推計を参考に設定。
- ・活動項目⑨  
浄化槽の使用等によるものであり、基準値を目標値として設定。

上記を踏まえ、温室効果ガス総排出量の削減目標は、次のとおりとします。

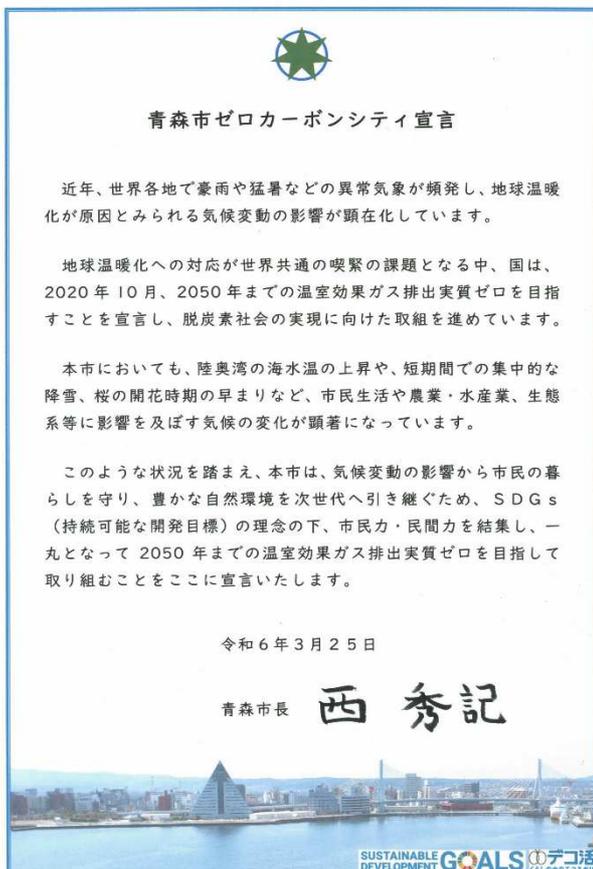
基準年度	2018年度 (122,386.6 t-CO <sub>2</sub> )
削減目標 (改定前)	2030年度 (100,522.2 t-CO <sub>2</sub> ) 基準年度比▲17.9%
削減目標 (改定後)	2030年度 (83,374.0 t-CO <sub>2</sub> ) 基準年度比▲31.9%

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1 取組の基本方針

温室効果ガス総排出量の削減目標の達成に向け、全庁一丸となって次の基本方針に則り取組を実践します。

- 基本方針1 省エネルギー対策
- 基本方針2 再生可能エネルギー等の利活用
- 基本方針3 環境負荷の少ないモビリティの推進
- 基本方針4 3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び省資源の推進
- 基本方針5 環境教育・普及啓発活動の推進
- 基本方針6 吸収源対策の推進
- 基本方針7 環境に配慮した物品の調達



本市では、2024年3月25日にゼロカーボンシティ宣言をしました。

温室効果ガス総排出量の削減の達成に向け、本計画に基づいて青森市役所自らが率先的な取組を行います。

～ゼロカーボンシティとは～  
環境省では、「2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすること（二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林などの吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）を目指す旨を首長自らがまたは地方自治体として公表した地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。

## 2 目標達成のための取組

### 基本方針1 省エネルギー対策

- (1) 市有施設すべての照明をLED化することを目指します。
- (2) 高効率給湯器、空調機器など省エネ機器の導入を推進します。
- (3) BEMSなどのエネルギー管理システムの導入を推進します。
- (4) コージェネレーションシステムの導入を推進します。
- (5) 市有施設を新築、増改築の際にはZEB化を推進します。
- (6) スマート農業の普及を推進します。
- (7) 省力化栽培等の持続可能な農業を推進します。
- (8) 省エネ行動を実践します。
- (9) アオモリ・スマート・スタイルを通じて、クールビズやウォームビズを実践します。
- (10) テレワークを推進します。
- (11) ノー残業デーを設定・実施します。
- (12) 事務改善等により、定時退庁を心がけ、ワークライフバランスを推進します。
- (13) E S C O事業を推進します。
- (14) 施設の整備・管理運営を担う民間事業者等に対して省エネ対策等を要請します。

### 基本方針2 再生可能エネルギー等の利活用

- (1) 再生可能エネルギーを活用した電力の地産地消を推進します。
- (2) PPAモデル等による自家消費型の太陽光発電設備の導入を推進します。
- (3) ソーラーシェアリングの導入を推進します。
- (4) 化石燃料から非化石燃料へのエネルギー転換を推進します。
- (5) 再生可能エネルギー関連産業の育成を図ります。
- (6) 周辺環境と調和した再生可能エネルギーの導入を図ります。
- (7) 事業所等での再エネ電力プランの契約等により、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- (8) 再生可能エネルギー事業の促進区域について検討します。

基本方針3 環境負荷の少ないモビリティの推進

- (1) 環境にやさしい次世代自動車の導入を推進します。
- (2) 次世代自動車によるカーシェアリングの利用を推進します。
- (3) エコドライブの実践及び自転車や徒歩での移動に努めます。
- (4) 時差出勤やノーマーカーデー、相乗りを実践します。
- (5) 公共施設へのEV充電設備の導入を推進します。

基本方針4 3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び省資源の推進

- (1) 分別方法を理解し、適正な分別に努めます。
- (2) 3つの「きる」（食材は使い「きる」、料理は食べ「きる」、生ごみは水気を「きる」）を実践し、食品ロスの削減と生ごみの発生抑制に努めます。
- (3) 代替フロン類を使用する機器を適正に管理し、廃棄する際は適切に処分します。
- (4) サステイナブルファッションを実践します。
- (5) リサイクルによりゼロエミッションを推進します。
- (6) 紙の使用量の削減やリサイクルを推進します。
- (7) 節水に努めます。
- (8) ごみ削減のため、マイボトルの持参を推奨します。
- (9) 稲わらは燃やさずに「稲わらふりーでん」の活用を推進します。
- (10) 市民・事業者への意識啓発に努め、ごみの減量化に対する自主的な活動を促進します。

基本方針5 環境教育・普及啓発活動の推進

- (1) 地球温暖化に関する学習会やイベントの情報を収集し、積極的に参加します。
- (2) 環境講座の開催や講師派遣を行うなど、環境学習の場や機会を提供し人材育成に努めます。
- (3) 優れた取組を行っている環境保全活動団体等を顕彰します。
- (4) 森、里、川、海の保全に関する理解を深めます。
- (5) 庁内LAN等を活用して地球温暖化に関する情報提供や意識啓発を行います。

基本方針6 吸収源対策の推進

- (1) 植樹イベント等の森林の保全活動や地域の緑化活動へ、積極的に参加します。
- (2) 事業所、公園、道路、河川、教育施設等の緑化を推進します。
- (3) 地元産材等の利用に努めます。
- (4) 土地の開発行為の際には、可能な限りの緑を保全します。
- (5) J-クレジット制度の利活用による取組等を通じて、森林資源の循環を推進します。
- (6) ブルーカーボンに関する取組を推進します。

基本方針7 環境に配慮した物品の調達

- (1) 環境配慮契約法に基づくグリーン契約に努めます。

### 3 重点取組

国の事務事業編である「政府実行計画」及び青森県の事務事業編である「第6期地球にやさしい青森県行動プラン」を踏まえ、前掲「2 目標達成のための取組」のうち、次の3項目について重点取組とし、温室効果ガス総排出量削減の目標達成に向け、取り組みます。

#### (1) 再生可能エネルギーの利活用の推進

2030年度までに設置可能な市保有の建築物（敷地含む）の50%以上に太陽光発電設備を設置することを旨とするともに、調達する電力については、環境配慮の視点や費用対効果などを総合的に判断しながら、再生可能エネルギー由来の電力の導入に努めます。

太陽光発電設備の導入に当たっては、庁内関係各課と調整を図りながら、設置場所や設置容量等について検討します。

#### (2) 公用車の次世代自動車化

2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、新規導入・更新の際は次世代自動車の導入を図り、次世代自動車の保有割合を2023年度を基準として約2倍を増やすことを目指します。

※基準日は2024年3月31日とします。

#### (3) LED照明の導入

2030年度までに既存設備を含めた市有施設のLED照明導入割合を100%にすることを旨とします。

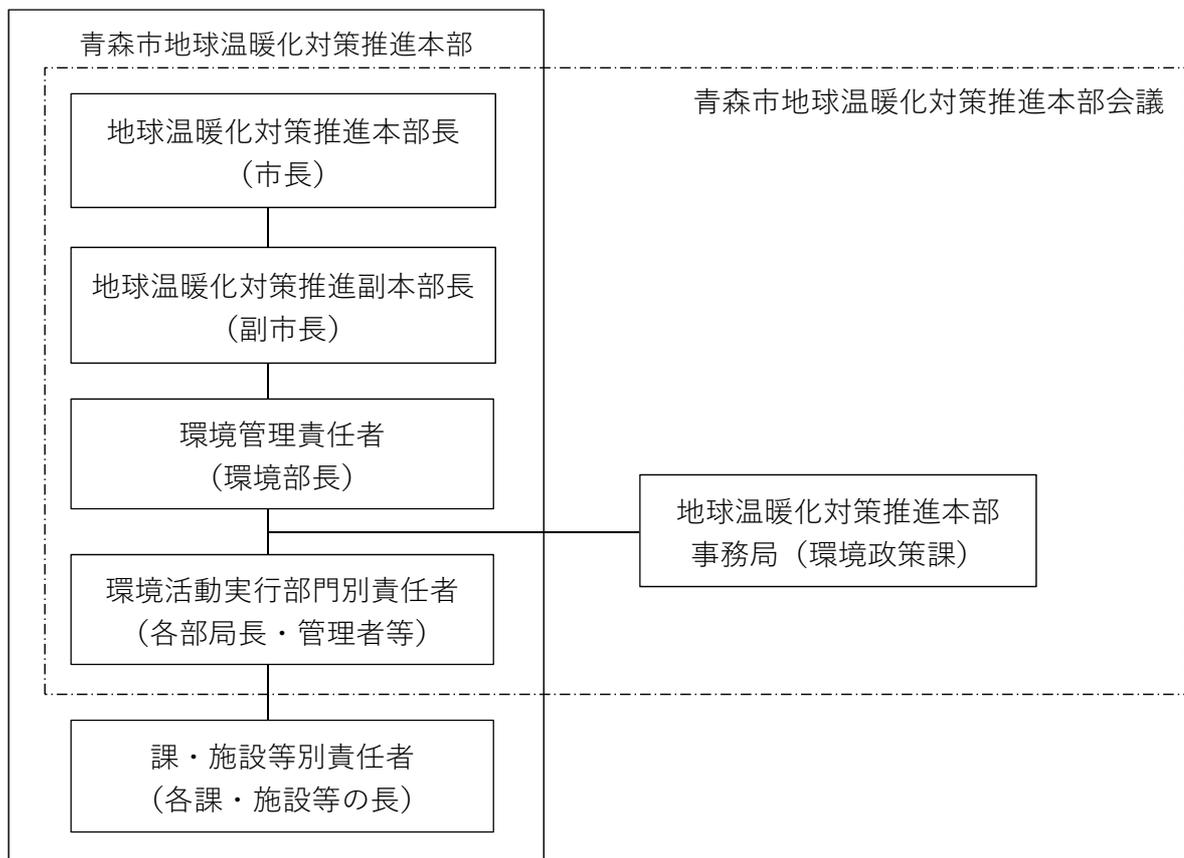
## 第5章 計画の進行管理等

### 1 進行管理

温室効果ガス総排出量の削減目標及び目標達成に向けた重点取組の成果指標の達成状況については、定期的の実績を取りまとめ、比較、検証することで本計画の着実な推進を図ります。

成果指標		現状	目標 (2030年度)
重点取組(1)	設置可能な市保有の建築物(敷地含む)への太陽光発電設備設置割合	太陽光発電設備導入のための調査を行っていないため、導入可能な建築物(敷地含む)を把握できていない	設置可能な市保有の建築物(敷地含む)の50%以上
重点取組(2)	公用車の次世代自動車の保有割合	8.2% (2023年度)	16.4%
重点取組(3)	LED照明の導入割合	11.7% (2023年度)	100%

### 2 推進体制



#### 【青森市地球温暖化対策推進本部】

・本計画の取組に関する事項のほか、地球温暖化対策に関する事項全般を所掌します。

※構成員は青森市地球温暖化対策推進本部設置要綱(2009年8月5日実施)第8条第2項のとおり

【青森市地球温暖化対策推進本部会議】

・本計画に関する重要案件（計画の見直しや進捗状況の評価など）のほか、地球温暖化対策に関する重要案件の検討及び審議を行うため、必要に応じて開催します。

(1) 地球温暖化対策推進本部長（市長）

計画の継続的な改善を図るために温室効果ガス総排出量の削減目標の決定、見直しを行い、その結果を環境管理責任者（環境部長）に指示します。

(2) 地球温暖化対策推進副本部長（副市長）

地球温暖化対策推進本部長を補佐します。

(3) 環境管理責任者（環境部長）

計画の進行管理を行うとともに、見直しの必要性等について、地球温暖化対策推進本部長に報告します。

また、本部長の指示事項や計画の見直し等があった場合には、その内容を各環境活動実行部門別責任者に指示します。

(4) 環境活動実行部門別責任者（各部局長・管理者等）

各部局等内における環境活動の整理、監督を行うとともに、環境活動実績等を取りまとめ、環境管理責任者に報告します。

(5) 課・施設等別責任者（各課・施設等の長）

各課等における環境活動実績等を取りまとめ、環境活動実行部門責任者に報告します。

### 3 実施状況の公表

実施状況は、「青森市のかんきょう」及び市ホームページなどを通じて公表します。

# 資料編

## 1 改定履歴

○2020年4月

第4期青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しました。

○2025年3月28日

国及び青森県の計画並びに本市区域施策編の改定を踏まえ、温室効果ガス削減目標や取組内容等について見直しました。

## 2 西暦和暦早見表

西暦	和暦	西暦	和暦
1998	平成10年	2019	令和1年
1999	平成11年	2020	令和2年
2000	平成12年	2021	令和3年
2001	平成13年	2022	令和4年
2002	平成14年	2023	令和5年
2003	平成15年	2024	令和6年
2004	平成16年	2025	令和7年
2005	平成17年	2026	令和8年
2006	平成18年	2027	令和9年
2007	平成19年	2028	令和10年
2008	平成20年	2029	令和11年
2009	平成21年	2030	令和12年
2010	平成22年		
2011	平成23年		
2012	平成24年		
2013	平成25年		
2014	平成26年		
2015	平成27年		
2016	平成28年		
2017	平成29年		
2018	平成30年		